

住民投票制度 ニュースレター

VOL.

～住民投票制度の創設に向けて～

平成 18 年 1 月

発行：  川崎市総合企画局政策部



“なに”を問うための住民投票制度にするのか？

～住民投票制度の「対象事項」を検討しました～

平成 17 年 12 月 27 日(火)に第 2 回川崎市住民投票制度検討委員会が高津区役所で開催されました。

検討に入る前に、前回の検討委員会で持ち越しとなった市民委員から選出される副委員長を選びました。市民委員の互選により山下浩さんが副委員長に選ばれました。

副委員長に選出された
山下委員



今回の検討委員会では、住民投票の「対象事項」を検討しました。「対象事項」は、住民の意思を問うために住民投票にかけることがふさわしい事項とは何かを規定する、制度の骨格をなす部分です。

議論の結果、対象事項を「市政に係る重要事項」と広くとらえたうえで、次に挙げるものについては、市の制度としての住民投票の対象事項から除くことが妥当ではないかとの結論に至りました。

法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
(議会の解散請求、議員・市長の解職請求など)
地方自治法に定められている直接請求の除外事項
(地方税や使用料、手数料等に関すること)
多数の住民の意思によって少数の住民の権利を侵してしまうような事項 など



今回の検討委員会では、「対象事項」のあり方を巡って熱い議論が交わされたため、当初予定されていた「実施区域」「設問及び選択肢の設定」について十分な議論ができませんでした。このため、これらの論点については、次回以降の検討委員会で改めて検討することになりました。

今後も、市民の皆さまにとってよりよい制度をつくることのできるよう十分な議論を重ねていく予定です。

詳しい議論の内容は、ホームページ(アドレスは裏面に記載)をご覧ください。

《今後の検討委員会日程》 各回とも傍聴が可能ですので、興味がある方はお越しください。

第 3 回検討委員会	平成 18 年 1 月 27 日(金) 18:30 ~	会場：高津区役所
第 4 回検討委員会	平成 18 年 2 月 10 日(金) 18:30 ~	会場：高津区役所
第 5 回検討委員会	平成 18 年 3 月 23 日(木) 18:30 ~	会場：高津区役所

4 月以降も、ほぼ月 1 回のペースで検討委員会を開催する予定です。



常設型の住民投票制度の意義

従来の住民投票は、課題が生じるたびに、議員または市長によって議会に住民投票条例案が提案されるか、もしくは住民の 1/50 以上（川崎市の場合、約 2 万人以上）の署名をもって住民投票条例案の制定が直接請求されたのちに、その条例案が議会で可決されることによって成立し、実施されることになります。

しかし、これまでの例によると、住民の直接請求による住民投票条例案が議会で可決された割合は 1 割にも達していません。

住民が請求した住民投票の成案率は 1 割未満

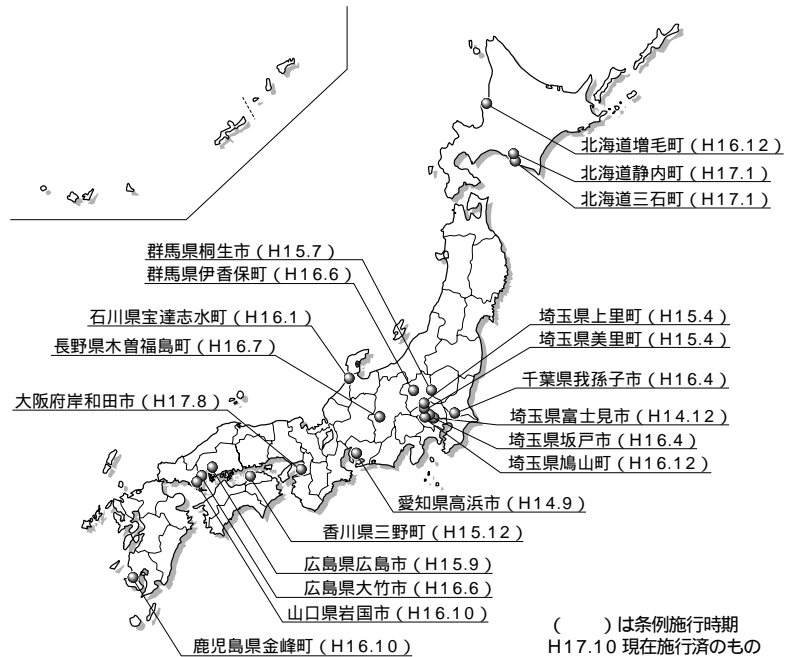
これに対して、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法、要件などを常設型の住民投票条例として定めておけば、ある課題が生じた際、住民投票の発議の要件を満たすことにより住民投票を実施することができるのと同時に、その課題についての議論のみを行えばよいというメリットも生まれます。

また、常設型条例として規定することは、自治基本条例における参加の仕組みのひとつとしての住民投票制度が明確に担保されることになり、市民自治の拡充という観点からは望ましいものと考えられます。

常設型住民投票条例は参加手法のひとつ

なお、平成 17 年 10 月現在、20 の自治体で常設型住民投票条例が定められており、政令指定都市では、すでに広島市で制定されています。また、神奈川県内では、大和市と逗子市が今年度中の制定を目指しています。

常設型住民投票条例の制定状況



住民投票 - あの町この町

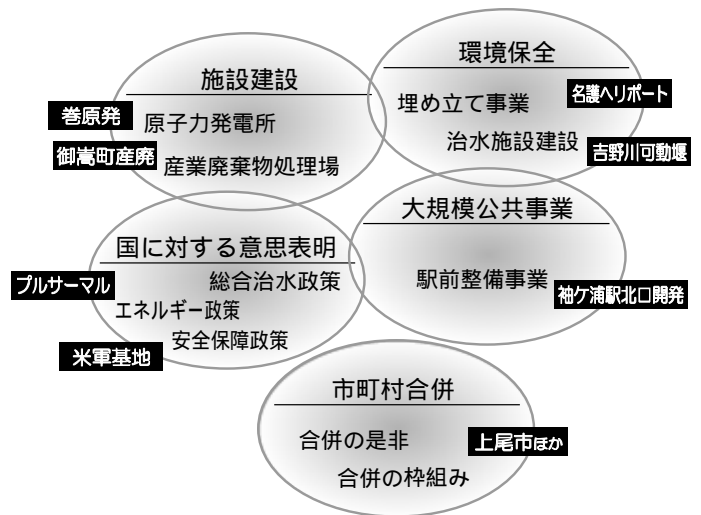
「住民投票 - あの町この町」では、制度の理解を深めることを目的として、これまでに行われた住民投票の事例を紹介していきます。

条例に基づく住民投票が実施された事例は、いくつかのテーマに分類することができます。

- **施設建設** / 原発や産廃処理場など地域にとって大きな影響のある施設の建設を巡る住民投票
 - **環境保全** / 海面の埋め立てや可動堰の設置等を巡り公共事業と環境保全の関係が注目された住民投票
 - **国に対する意思表示** / 原発等のエネルギー政策や米軍基地関連の安全保障政策、可動堰建設等の総合治水政策等の国の政策に対して地域の意思を確認するために行われた住民投票
 - **大規模公共事業** / 大規模な駅前開発計画の内容など都市開発計画等大規模公共事業を巡る住民投票
- ...実際には、複数の要因が重なり合った課題について、地域で論争が起こり、住民投票に至った事例が多いといえます。
- **市町村合併** / 最近では、平成の大合併を背景とした市町村合併を巡る住民投票が多くなっています。

同じ性格の施設に関する住民投票が直接請求された場合でも、議会の否決等により、住民投票に至らなかった事例もあります。

住民投票のテーマ



次回から、これまでに行われた主な住民投票事例を順次紹介していきます。



ご意見をお待ちしています

発行/お問い合わせ先：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

TEL : 044(200)2168 / FAX : 044(200)3800 / E-mail : 20ziti@city.kawasaki.jp

《ご希望の方については、このニュースレターをメールで配信しています。メールにてお申し出ください。》

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>